様式第３号の２（第７条関係）

審　議　経　過

事務局	１　開会
会長	２　会長あいさつ(山本会長)
	３　協議 (1) 認定地域認ラブ制度について これまでの第1回から第7回までの経過を確認し、市の方向性を共有したうえで、第7回で出された意見を基に追加修正を行った伊万里市版の要綱案について事務局から資料1、2、3を用いて説明がなされ、その内容に対して1点ずつ協議を行った。
事務局	（これまでの経緯と市の基本的方向性） 少子化、教職員の働き方改革、指導者不足等の課題に対応する中で、「子どもたちの多様な活動機会の確保」を最優先に据えて検討を開始し、令和5年10月の第1回から令和8年5月の第7回まで計7回の検討会議を開催し多角的な議論を重ねてきた。その中で示された市の基本的方向性として、第一に既存の部活動種目にとらわれず現在学校にない活動や文化芸術活動も含めて子どもが等しく多様な活動機会を得られる受け皿を整備すること、第二に保護者の経済的負担に配慮して可能な限り低額な参加費とする一方で、クラブが持続的・安定的に運営できるよう市の補助制度も検討して運営が成り立つようにすること、第三に行政主導ではなく地域住民や団体の主体的・自立的な活動として新たな受け皿を立ち上げてもらうこと、第四に学校部活動を一斉・強制的に移行するのではなくまずは「既存部活動の枠外」で新たな受け皿を立ち上げ将来的に状況を見ながら段階的に移行していくこと、そして第五に、認定クラブの活動定着や生徒の参加状況等の推移を踏まえ「将来的な部活動のあり方や廃止の是非」について段階的に議論を進めていくこととしていることについて事務局より説明がなされた。
委員	認定クラブへの移行や新たなクラブ立ち上げ時、現在の小・中学校施設を活動場所として確保できるのか不安がある、手を挙げても活動場所がないという事態は避けるべき。

事務局　当面は学校部活動を継続しつつ、新たな受け皿を確保していく。認定申請の段階で、個別に学校側との調整を行い、施設利用の在り方も含めて検討する。

委員　伊万里市内小中学校の部活動種別・未実施種目・参加人数等の現状資料がないと、認定クラブへの移行可能性が見通せない。1人や2人の参加でもクラブ認定するのか、最低人数要件をどう考えていのるのか。少人数でも認定を行っていくとなると、市の方も負担になるのではないか。

事務局　「多様な体験機会」を重視する観点から、少人数（1人参加）でも認定対象とする方向で考えている。保護者負担の軽減などを目的とした認定制度であるため、少人数クラブも認めるべきと判断したい。一方で、人数要件の細部や運営負担のあり方は引き続き検討する。

委員　少子化により中学校部活動が縮小する流れの中で、少人数クラブを再度学校部活動として立ち上げることが、現場の実情や中体連の方針に逆行しないか懸念。
拠点校方式・合同チームなど現行の中体連の対応策との整合性が必要ではないか。

事務局　現在も拠点校方式や複数校合同チームの仕組みが導入されている。今回の認定クラブ制度は「学校部活動の大会参加を補うもの」ではなく、体験機会の確保が主目的。中体連との関係は中長期的に整理しながら進める。

委員　会長・副会長・会計などの役員組織をしっかり組まなければならないが、実際に運営できる人は限られており、地域への丸投げ状態では成り立たないのではないか。先ほど「1人でも認定対象とする」という話があったが、それでは組織の負担が大きくなりすぎて危険な気がする。手を挙げれば何でも認定するのではなく、組織体制の構築や運営の持続可能性をどう考えるのか。また、現時点で実際に手を挙げてくれそうな件数の見込みはどの程度あるのか。

事務局　具体的な見込み数を答えるのは難しいが、ハラスメント防止体制などの要件を設けるため団体側に一定の負担は生じるものの、すでに活動している競技団体や個別に協議を進めているところから、いくつか挙がってくるものと考えている。

委員　いくつか挙がるといっても、それはすでに組織として成り立っているチームであり、新たにゼロから立ち上げるのは非常に厳しいのではないか。自身の経験上、会長が変わるだけで活動がしぼんでしまうなど、保護者による組織運営の継続は非常に難しい側面がある。少人数（1人など）の認定のあり方を含め、運営面のリスクを慎重に検討すべきではないか。

事務局　多様な体験機会の確保という観点と、団体側の運営負担・認定ニーズのバランスについては当然考慮すべき点であるため、人数要件や運営のあり方等の細部については、引き続き検討していきたい。

●前回提示した要綱から、委員からの意見等を踏まえて今回修正・追加した6点について、事務局より以下のとおり説明がなされ、これに対し意見等を交わした。

事務局　①（要綱第2条 認定要件）市外生徒の参加制限の扱い
前回提示した要綱から、委員からの意見等を踏まえて今回修正・追加した6点について、まず1点目として「要綱第2条の認定要件における市外生徒の参加及び活動対象」について、前回の第7回検討会議において、事務局からは当初「市外の生徒がいる場合は認定対象外とする」という方針を示していたが、委員の皆様から「これまでの中体連等でも他市町等の生徒と一緒に活動してきた」「すでに既存の地域クラブが市外の生徒を受け入れて活動している」といった、実態に即した大変貴重なご意見や懸念が寄せられたことから、その後の検討の結果、地域の実情やこれまでの繋がりを大切にする観点から、市外生徒の参加については制限をしない方針を確認した。
規定上は「主な対象」という表現自体は維持しつつ、運用上は他市町からの参加を制限しない形で進めていきたい。具体的には、第7回で示した「伊万里市立学校に在籍する生徒を主な対象とした活動であること」「競技力強化の観点から広域に生徒を集めることではないこと」という規定自体は変更せずに維持しつつ、運用面で制限をしない方向で進めること、あわせて、活動対象についても、地域の実情や競技種目等の特性に応じて、受け入れ可能な範囲で中学生以外の生徒や高校生も含めることができるように柔軟に広げていくことについて説明がなされた。

委員	市外生徒の受け入れについて、運用上制限を入れない方針とのことだが、この点については、市外の中学校生徒や伊万里市内の複数の中学校生徒、さらには小学生も参加してすでに活動している地域クラブがある。こうしたチームも今回の認定対象になり得るということか。また、地域クラブと中学校の部活動の間で競技力等に差が出てきている現状もあり、保護者や生徒の選択肢としてどのように見守っていくかという課題もある。 あわせて確認だが、以前議論に出た「クラブに対する補助金」については、今回の案には含まれているのか。
事務局	委員のおっしゃる通り、市外の中学校生徒や小学生が参加していても認定クラブとなり得る。補助金については、低廉な参加費を実現するためには一定の補助が必要ではないかと議論を重ねてきたところであるが、現時点ではまだ具体的なめどが立っていないため、今回の提案には至っていない。現在も検討中である。
委員	例えば、将来的にクラブ側に補助金が出た場合、近隣の市町などから参加している生徒がいる場合にどう整理・説明するのかといった点も、事前に想定しておく必要があるのではないかと思う。
事務局	ご指摘いただいた点については、制度実施が可能な段階において十分に検討していきたい。
委員	関連して確認したいが、前提として、認定クラブは「競技力向上」に特化したものではなく、子どもの健全育成等を目的とするものだったはず。既存の地域クラブによっては競技力向上を前提としている部分もあるかと思うので、認定申請自体は自由だとしても、要件との整合性で少し引っかかるところがある。中体連の中でもそうならないように議論しているところであり、指導者のライセンス等の要件も含め、部活動の目的とクラブの目的の整理について確認しておきたい。
委員	言葉足らずだったかもしれないが、スポーツの範疇の中で「競技力」という言葉を使った。指導者がライセンスを取得したり研修を受けたりするのは、勝利至上主義のためではなく、子どもたちの健全育成や保護者の安心のためである。部活動の目的と、今回立ち上げる認定クラブの目的がかけ離れているわけではなく、スポーツを通した人間育成という点では中体連の活動とも共通しているべきであることは大前提と考えている。

事務局	②（要綱第2条 認定要件）参加費（保護者負担額）の目安設定 ２点目として「参加費等」については、市内の学校部活動における部費や保護者負担金の徴収状況を踏まえ、保護者の経済的負担に配慮しつつ、クラブが持続的・安定的に運営できる水準として「月額2,000円程度を目安とする」という注記を新たに設定し、進めていくこと、なお、競技特性上必要な用具代等によって費用が異なる場合もあるため、金額についてはあくまで「目安」とし、実態に応じてその前後で柔軟に対応できることとして進めることの説明がなされた。
委員	「2000円」という目安金額に対して、市としてどのくらいの予算を確保し、手を挙げたクラブに補助していく予定なのか。例えば、団体競技などで人数が少ない場合、2,000円では運営費が足りなくなり、月額3,000円や4,000円にせざるを得ない状況が出てくるかもしれない。そのあたりの市の補助見通しや考え方を聞かせてほしい。
事務局	この2,000円という水準は、現段階では市が認定地域クラブに出す補助金の額を示すものではなく、あくまでも子ども・保護者が団体（クラブ）に対して支払う月謝等の水準（目安）としてお示ししているものである。市からの補助制度については今のところ制度化を検討中であり、今回の提案には含まれていない。今回お示ししている2,000円程度という目安には、保険料、施設使用料、指導者への謝金などの基本的費用を想定しており、道具代等によって変わる部分も含め、申請があった段階で個別具体的に検討していくこととしている。
委員	将来的に公費補助が入るようになった場合、「税金が使われている地域認定クラブ」と「使っていない地域クラブ」の間で、保護者からの不満や公平性の問題が生じる可能性がある。そのため、どのような基準で補助を行うのかなど、しっかりとした説明責任を果たすための体制整備が必要ではないか。
	③（要綱第2条 認定要件）指導者資格要件・指導体制
事務局	３点目として指導者の参入ハードルが高くなるのではないかという懸念もあるが、「適切な指導の実施体制」について、指導者の資質確保およびハラスメント防止の観点また参加する生徒の安全確保や、保護者にお子様を預けていただく際の安心感を重視する観点から、「原則として公的資格等を有する指導者を少なくとも1名以上配置する」こととすること、その上で、必要な配慮として、活動種目によってはそもそも公的資格等が存在しない場合や直ちに資格を有していない

	場合であっても、一定の指導実績や推薦がある場合には例外的に認め、有効期間内に資格取得を目指してもらうための規定を設けて、参入を阻まないよう柔軟な運用を図っていくことの説明がなされた。
委員	報道等では他市の事例で日本スポーツ協会の基礎資格（スポーツコーチングリーダー）を活用している自治体もあると聞く。本日、オブザーバーとして県のコーディネーターもいらっしゃるので、具体的な資格や取得の方法などについて教えていただけないか。
ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ	指導者の資格について、国のガイドラインでは「認定地域クラブには複数の指導者を配置すること」が求められている。資格としては、日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者資格が上位のものであり、その中で最も基礎的な資格が「スポーツコーチングリーダー」となる。その他、軟式野球やバスケットボール等の種目別資格、サッカーやバスケット等の競技団体が独自に付与する資格、あるいは教員免許状などが考えられる。また、佐賀市等の他自治体では、県等のオンデマンド研修や対面研修を受講してもらうことを必須条件としている例もある。
事務局	文化芸術活動については、一般的な資格体系がわかりづらい部分もあるため、伊万里市文化連盟等と個別に協議を行い、どういったものが資格・実績にあたるかを確認しながら、最終的な認定の際に考慮していきたいと考えている。
委員	協会の資格を取得するには費用もかかるのではないか。
ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ	日本スポーツ協会のコーチ資格は、例えばコーチ4の場合だと費用や時間（約2万円・40時間程度、講習やリモート等）がかかるが、先ほど話題に出た基礎的なスポーツコーチングリーダーであれば約6,000円程度。また、佐賀県部活サポート等の連携により、企業研修や大学（日体大・大阪体育大等）のオンラインによる地域展開指導者養成講座なども用意されており、受講料は5,000円から1万円程度である。なお、佐賀県の受講証明書に係る研修などは無料で行われている。
委員	中学校の大会などでは保有している資格によってベンチに入れるかどうかの制限がある。現在、部活動を担当されている先生方も必要に応じて受講されているが、このように指導者に対する資格要件や研修のハードル、費用感なども踏まえて検討していく必要があると考える。

④（要綱第2条 認定要件）指導者研修の義務化・管理体制

事務局　４点目として指導人材の研修受講について、前回の委員会でのご意見等を踏まえ、研修の受講を確実に義務づけるため、要綱において「毎年度1回以上受講させ、管理体制を整備すること」を明確にすること、また佐賀県でも同様の研修制度が整えられているという情報があったことから、研修の主体（実施・推奨する機関）として「佐賀県」を新たに追加することの説明がなされた。

委員　前回も申し上げたが、研修を行って「修了証を配りました」という形式だけで終わらせるのではなく、例えば担当者の立ち会いのもとにきちんと手渡しするなどして、万が一のトラブルが起きた際にも「あの時にちゃんと立ち会いのもとで受講・確認を行いました」という記録や証拠が残るような管理体制を作ってほしい。

事務局　⑤（要綱第2条 認定要件）複数人による指導体制

５点目として「指導体制」について、生徒の安全確保と不適切な行為（ハラスメント等）の徹底した防止を図るため、前回案において例外的な対応として記載していた「複数の指導者がいない場合に市の職員やコーディネーター等が巡回する」という規定を削除し、指導人材が複数確実に関わる体制を原則として徹底していくことの説明がなされた。

委員からの意見等なし

⑥（要綱第４条 認定要件）認定手続きにおける「みなし規定」の削除

事務局　６点目として要綱第4条の「認定の手続き」について、本市といたしましては、行政自らがクラブを運営するのではなく、地域住民や各種団体が主体となっていただき、自立して運営・展開していく仕組みづくりを目指していることから、行政が自ら実施する場合を想定していた「みなし規定」を削除し、今後は地域の主体的な参画や自主的なクラブ運営をしっかりと支援していく形に統一していくことの説明がなされた。

委員からの意見等なし

●これまで経緯、基本の方向性、前回からの主な修正点を確認したところで、全体を通して意見等を交わした。

委員　　実際に市や県においてハラスメント防止の観点から、指導者向けの全体研修などは実際に行われているのか。

ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　県の研修は、毎年度しっかりと行っている。

事務局　　本市の認定制度自体はこれから立ち上がっていく段階のため、今後検討していくこととなる。県が取り組まれている研修制度等についても、今後しっかりと活用していきたいと考えております。

委員　　一番深く関わってくる中学校部活動の現状や将来的な方向性について伺いたい。少子化が進む中で部活動の数が減るなどの問題も出てきているが、他地域では部活動を通じて上位の大会を目指す動きもある。また、全国中体連での大会縮小の動きなどについても、今後の進め方や認定クラブ制度にどう影響するのか、関係者の見解をお聞きしたい。

委員　　県内の詳しい部活動の数や全国中体連の動きの詳細については把握しきれていない部分もあるが、前提として「認定クラブ＝中体連に出るための制度」ではない。認定をされても中体連に出場しないクラブも当然ある。中学校としては、少子化に対して「拠点校部活動」や「複数校合同チーム」といった制度を取り入れて対応しているところである。

委員　　少子化に伴って、今後は認定クラブ等に子どもたちが流れることで、学校単独の部活動の存続がますます厳しくなるのではないかという心配がある。また、例えば他市町では、中学校の統廃合と合わせた大きなビジョンや専用施設を打ち出して動いている例もある。伊万里市としても、少子化の中でどのようなビジョンを持っていくのか、例えば学校改革や部活動のあり方についての方針が示されると、現場としても非常に説明しやすくてありがたい。

事務局　　おっしゃる状況は確かにその通りであり、認定クラブ制度の普及にも影響してくる部分かと思う。ただ、現状としては、大半の学校ですでに部活動が設置できず活動できない状況の学校が増えているため、まずは子どもたちが体験活動のできる場を増やすことに重きを置き協議を進めてきた。スポーツ課や生涯学習課ともこの意見をしっかりと共有していきたい。

●事務局より、今後のスケジュールについて以下のとおり説明がなされた。

（今後のスケジュール）

事務局　事務局より今後のスケジュールについて、主な流れとして、まず11月に中学校等での入学説明会を予定しており、来年1月には要綱を確定させて認定クラブの募集を開始し、そして令和9年4月からの認定クラブ制度の活動開始を目指して準備を進めていくという説明がなされた。

委員からの意見等なし

●議長より、修正項目を反映した要綱により最終案を正式に決定し、本格的な制度化に向けて進めることについて諮られ、全員の同意をもって了承された。これを受けて、協議をもとに要綱の作成および制度化の手続きを進めていくこととなり、協議事項がすべて終了した。

３　協議

（１）拠点校部活動について

●協議終了後、事務局より以下のとおり情報共有がなされた。

事務局　11月に予定している中学校等での入学説明会において、保護者に向けて地域クラブの仕組みや参加方法をお知らせするための資料（資料4）を提示し、しっかりと周知を図っていく予定であることが説明された。

続いて、その資料にも記載されている「拠点校部活動」の詳細について事務局より補足説明がなされた。市内においては男子バレーボールや柔道など、単独の学校だけでは十分な活動を維持することが困難になるおそれが非常に高い部活動が存在している現状がある。そのため、伊万里市内の他の中学校でその競技を希望する生徒がいる場合には、学校を通じて教育委員会として「拠点校方式」を認めていく流れで動いていることが示された。また、剣道女子のように2つの学校が集まってもチームの組成が難しくなっている状況や、今後急激な生徒数増が見込めない見通しを踏まえ、市内の学校で希望する生徒がいれば拠点校方式を同様に認めていく方向で検討を進めていることが報告された。

これらの拠点校部活動や合同チームに関する事項は、子どもや保護者、地域住民の関心が非常に高い内容であるため、今後は地域の部活動の地域展開にあわせた説明の中でもしっかりと触れ、周知徹底を図っていく方針が確認された。

５　その他

●情報共有終了後、その他の点また全体を通して地域展開に関し確認を行った。

委員　何度も会議を重ねて要綱等をつくってきたので、1月からの受付を経てどのようなクラブが認定されたのか、その内容や広報などをしっかりと取り組んでほしい。また、どういったクラブが認定され、どこで活動場所が確保されていて、どれくらいの人数が参加しているのかという実態をぜひ委員にも周知してほしい。

事務局　本検討会議を重ねて一定の方向性には進んでいきますが、新年度以降に実際に生徒が動き出すことで新たな課題が出てくることも予想されます。そのため、新年度以降も一定の機会を設けて協議や情報共有、皆様からのご意見をいただく場を続けていきたいと考えております。

ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　どのような生徒が参加しているのか把握するため、中学校名が入った生徒名簿を提出・共有してもらったほうがよい。市外参加については、他の自治体では、1町1校で人数が足りないため隣接市町からの参加を認め、クラブを存続させるために応援しているという実情がある。伊万里市でも、クラブが立ち上がった際には中学校現場としっかりと情報共有を図っていただきたい。人数が少ない学校の部活動と競合して生徒が分散してしまう懸念もあるため、市全体としてどのような競技の受け皿が必要かというデザインを、今後あわせて考えていってもらいたい。

●これらの一連の意見や要望が交わされた後、すべての協議事項および情報共有が終了した。

６　閉会